

答 申 第 2 5 号
平成24年 9月18日

四街道市長 佐渡 斉 様

四街道市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 酒 井 正 文

本人以外からの個人情報の収集について（答申）

平成24年7月4日付け自第47号で諮問のありました事項について、下記のとおり答申します。

記

1 答申事項

本人以外からの個人情報の収集について

2 答申内容

「千葉県ひたくり防止対策事業」により実施される、ひたくり多発地域において、犯罪の未然防止及び捜査資料の提供を目的とした不特定の車両及び個人を映す防犯カメラの設置に伴う個人情報の収集については、四街道市個人情報保護条例第7条第3項第9号に規定をしている「公益上特に必要があり、かつ、当該個人情報を収集することが事務の性質上やむを得ないと認められるとき」と思料されることから適当であると認めます。

なお、防犯行政事務の執行上、防犯カメラの設置場所等については、特定の個人が継続的に映らないよう十分配慮すること、また、予定されている個人情報保護措置の取扱いについては、適正かつ確実な運用を図り、かつ、万全なセキュリティ対策を講ずることを当審査会の意見として申し添えます。